

旭川医科大学病院臨床遺伝診療部運営細則

(令和8年8月13日病院長裁定)

(趣旨)

第1条 この細則は、旭川医科大学病院規程（平成16年旭医大達第84号）第8条第3項の規定に基づき、旭川医科大学病院臨床遺伝診療部（以下「臨床遺伝診療部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 臨床遺伝診療部は、本院における患者の遺伝カウンセリング及び遺伝医療、臨床遺伝教育等を行うとともに、研究業務への支援を推進し、広く医学・医療の発展・向上に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 臨床遺伝診療部は、次の業務をつかさどる。

- (1) 遺伝性疾患等のカウンセリングに関すること
- (2) 遺伝診療に関すること
- (3) 遺伝性疾患等の診断、治療に係る情報提供に関すること
- (4) 遺伝診療に係る臨床教育、臨床研修に関すること
- (5) その他遺伝性疾患等に関すること

(職員)

第4条 臨床遺伝診療部に、部長、副部長その他必要な職員を置く。

(運営委員会)

第5条 臨床遺伝診療部の管理運営及び施設設備に関する事項を審議するため、旭川医科大学病院臨床遺伝診療部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営については、病院長が別に定める。

(庶務)

第6条 臨床遺伝診療部の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、臨床遺伝診療部の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和8年8月13日から施行する。
- 2 旭川医科大学病院遺伝子診療カウンセリング室設置要項（平成16年4月1日病院長裁定）は廃止する。

【制定理由】

遺伝子診療カウンセリング室から臨床遺伝診療部への変更に伴い、運営に関する規定を整備するものである。